

「認知症対応型共同生活介護」
(短期利用・緊急時短期利用を含む) 利用契約書

グループホーム ゆりかご 木島平

ご利用者名 様

◇◆目次◆◇

第 1 条 (目的)	第 1 4 条 (乙の解除権)
第 2 条 (契約期間)	第 1 5 条 (契約の終了)
第 3 条 (運営規定の概要)	第 1 6 条 (退去時の援助)
第 4 条 (認知症対応型共同生活介護計画の作成)	第 1 7 条 (清 算)
第 5 条 (共同生活介護サービスの内容及びその提供)	第 1 8 条 (事故発生時の対応及び損害賠償)
第 6 条 (身体的拘束その他の行動制限)	第 1 9 条 (利用者代理人)
第 7 条 (協力義務)	第 2 0 条 (身元引受人)
第 8 条 (苦情対応)	第 2 1 条 (裁判管轄)
第 9 条 (緊急時の対応)	第 2 2 条 (短期利用共同生活介護)
第 1 0 条 (費用)	第 2 3 条 (短期利用共同生活介護の提供)
第 1 1 条 (他の居宅サービスの利用)	第 2 4 条 (短期利用共同生活介護の利用)
第 1 2 条 (秘密保持)	第 2 5 条 (協議事項)
第 1 3 条 (甲の解除権)	

有限会社 ゆりかご

本 社 〒389-2255 飯山市大字静間2900-2

電話番号 81-3888 Fax 番号 81-3887

木島平 〒389-2302 長野県下高井郡木島平村往郷875-1

電話番号 0269-82-3088 (FAX 共通)

利用者_____様（以下「甲」という。）と有限会社ゆりかご（以下「乙」という。）とは、認知症対応型共同生活介護（短期利用共同生活介護）（以下「共同生活介護サービス」という。）の利用に関して次のとおり契約を結びます。

第1条（目的）

乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲に対し、共同生活住居において家庭的な環境のもとで、甲がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう共同生活介護サービスを提供します。

- 2 乙は、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って甲に対し共同生活介護サービスを提供します。

第2条（契約期間）

この契約書の契約期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、上記の契約期間満了日前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

- 2 前項の契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出がない場合には、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。
- 4 甲は短期利用共同生活介護に引き続き、認知症対応型共同生活介護を利用される（お試し短期利用型から通常型の共同生活介護を利用される）場合は、この契約の期間を自動更新し、認知症対応型共同生活介護を利用できることとします。

第3条（運営規定の概要）

乙の運営規定の概要（事業の目的、職員の体制、サービスの内容等）、従業者の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

第4条（介護計画の作成）

乙は、乙に属する計画作成担当者に、甲のための認知症対応型共同生活介護（短期利用共同生活介護）計画（以下「介護計画」という。）を作成する業務を担当させます。

- 2 計画作成担当者は、甲の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、援助の目標、その目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した介護計画を作成します。

但し、短期利用サービスについては、居宅介護支援専門員が作成した計画に沿って、介護計画の作成を行う。

- 3 乙は、次のいずれかに該当する場合は、第1条に規定する共同生活介護サービスの目的に従い、介護計画の変更を行います。

- 一 甲の心身の状況変化により、当該介護計画を変更する必要がある場合。
- 二 甲が介護計画の変更を希望する場合。

- 4 乙は、介護計画を作成し又は変更した際には、これを甲及びその後見人、家族又は身元引受

人に対し説明し、その同意を得るものとします。

第5条（共同生活介護サービス内容及びその提供）

乙は、介護計画に沿って、別紙重要事項説明書に記載した内容の共同生活介護サービスを提供します。

- 2 乙は、甲に対し、前条により甲のための介護計画が作成されるまでの間は、甲がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切な介護サービスを提供します。
- 3 乙は、甲の共同生活介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければなりません。
- 4 甲及びその後見人（後見人がいない場合は、甲の家族又は身元引受人）は、必要がある場合は、前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

第6条（身体的拘束その他の行動制限）

乙は、乙又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他甲の行動を制限しません。

- 2 乙は、継続的に必要な甲の身体の保護を目的とする為のやむを得ない拘束・行動制限を行う場合は、事前に甲と甲の家族、または身元引受人に説明し、同意を得ます。
（例：ベッド柵の利用など）

第7条（協力義務）

甲は、乙が甲のために共同生活介護サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

第8条（苦情対応）

乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した共同生活介護サービスについて、甲、甲の後見人、甲の家族又は甲の身元引受人から苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

- 2 乙は、甲、甲の後見人、甲の家族又は甲の身元引受人が苦情申し立てを行ったことを理由として、甲に対し不利益な取扱いをすることはできません。

第9条（緊急時の対応）

1 サービス利用中（もしくはサービス訪問時）に、利用者様が急変等した場合の対応について、契約時に緊急連絡先を定めて、ご家族（親族・関係者）様に対応して頂いておりますが、緊急連絡先等に連絡がつかない場合は、当事業所の判断により、救急搬送等の最善の対応を取らせて頂きます。

2 利用者様が急変し、救急搬送等の対応をさせて頂いた後、搬送先での付き添い・手続き等につきましては原則ご家族（親族・関係者）様の対応をお願いします。但し、遠方に居るなど、直ちに駆けつけることが出来ない等の理由がある場合には、当事業所で付き添いを行う事も出来ます

が、要した時間に対しての費用を自費にて請求させていただきます。またこの場合、搬送先から入院・治療の同意（保証人）等について求められた場合は、当方では対応出来ませんので、あらかじめご了承ください。

第10条（費用）

乙が提供する共同生活介護サービスの要介護区分ごとの利用料、及びその他の費用は別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

- 2 甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います。
- 3 乙は、提供する共同生活介護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合は特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。
- 4 乙は、共同生活介護サービスの要介護区分ごとの利用料、及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1カ月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。
- 5 乙は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

第11条（他の居宅サービスの利用）

甲のための認知症対応型共同生活介護サービスの提供に必要な居宅サービスで、乙により提供ができない場合に、甲が他の指定居宅サービス事業者からサービスを受けるときの費用は、乙が負担します。

第12条（秘密保持）

乙は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲、甲の家族又は身元引受人の秘密を漏らしません。

- 2 乙は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し、甲、甲の家族又は身元引受人の情報を第三者に提供する場合は、甲、甲の家族又は身元引受人に使用目的等を説明し、文書により同意を得ます。

第13条（甲の解除権）

甲は、15日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。但し、予告期間無しに解約をされる場合は解約違約金として、15日間分の介護報酬及び、必要経費分を全額請求させていただきます。

第14条（乙の解除権）

乙は、甲が次の各号に該当する場合は、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

- 1 甲が正当な理由なく利用料その他乙に支払うべき費用を2カ月以上滞納したとき。
- 2 甲が当該共同生活住居を損傷する行為を反復したとき。
- 3 甲が21日間以上の入院治療や外泊等が必要となるなど、乙が自ら介護サービスを提供することが困難となったとき。

- 4 入院や外泊等で、前3ヶ月間で合計30日を超える非サービス提供期間が発生する（見込まれる）とき。但し、入院中の利用者居室を短期利用共同生活介護サービスの居室として提供され、実際に短期利用に至る場合は、この限りでは無い。
- 5 甲が他の利用者の生活又は健康に重大な危険を及ぼし、または他の利用者との共同生活の継続を著しく困難にする行為をなしたとき。
- 6 甲が乙に対して、重大な背信行為を行ったとき。

第15条（契約の終了）

次に掲げる事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 1 甲が要介護認定において非該当又は要支援となったとき。
- 2 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。
- 3 甲が第13条により契約を解除したとき。
- 4 乙が第14条により契約を解除したとき。
- 5 甲が共同生活住居を離れて3週間を経過したとき、または3週間以上離れることを予定して他所へ移転したとき。
- 6 甲が入院し、3週間以上の入院治療が必要となったとき。又は、入院期間が3週間以上と見込まれるとき。但し、入院中の利用者居室を短期利用共同生活介護サービスの居室として提供され、実際に利用に至る場合は、この限りでは無い。
- 7 甲が入退院を繰り返す、又は、甲の個人的な事情で外泊する等で、共同生活住居を前3ヶ月間の合計で30日以上空けたとき。但し、短期利用共同生活介護サービスの居室として実際に利用された日数は除外する。
- 8 甲が他の介護保険施設へ入所することとなったとき。
- 9 甲が死亡したとき。

第16条（退去時の援助）

甲が当共同生活住居を退去するときは、乙は、退去後の甲の生活環境及び介護の継続性に配慮し、甲及び甲の家族に対し必要な援助を行うとともに、居宅介護支援事業者への情報提供、保健医療サービスまたは福祉サービス機関等と密接な連携に努めます。

- 2 また、退所される際にご本人持ちの衣類、寝具類をゆりかごでの処分を希望される場合は、処分相当額を別途頂きます。

第17条（清算）

この契約が終了した場合に、サービスの未給付分について乙がすでに受領している利用料があるときは、乙は甲に対し相当額を返還します。

第18条（事故発生時の対応及び損害賠償）

乙は、共同生活介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の家族または身元引受人に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

- 2 前項において、甲の生命、身体、財産に損害が生じた場合には、乙は速やかに甲の損害を賠償します。ただし、乙に故意・過失がない場合にはこの限りではありません。

- 3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

第19条（利用者代理人）

甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

- 2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

第20条（身元引受人）

乙は甲に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし、甲に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。

- 2 身元引受人は次の責任を負います。

- イ 甲が他の医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- ロ 契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
- ハ 甲が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引き受けその他必要な措置をとること。

第21条（裁判管轄）

この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに合意します。

第22条（短期利用共同生活介護）

甲が認知症対応型共同生活介護の契約を締結する場合には、第24条は効力を発揮しない。

- 2 甲が短期利用共同生活介護の契約を締結する場合には、第23条は効力を発揮しない。

第23条（短期利用共同生活介護の提供）

乙は、甲が長期の入院等により居室を開ける場合には、甲とその家族の同意を得たうえで、甲の居室を乙の短期利用共同生活介護サービスの提供に利用することが出来るものとする。

- 2 甲が居室を提供し、その居室にて短期利用共同生活介護サービスが実際に提供された場合には、その短期利用共同生活介護サービスの利用期間中の家賃の支払いは免除されるものとする。
- 3 甲が居室を提供し、その居室にて短期利用共同生活介護サービスが提供される場合には、乙は、甲の私物を別室へ移動しなければならない。但し、介護ベッドについては除外する。

第24条（短期利用共同生活介護の利用）

乙は、認知症共同生活介護の定員の範囲内で、長期入院等により空いている居室や、短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は、共同生活住居（1ユニット）につき1名とし、認知症共同生活介護の定員の中を含むものとする。
- 3 甲の短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

る。

- 4 甲の短期利用共同生活介護の利用にあたっては、甲を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画に基づき、乙の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成し、認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。

第25条（協議事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

この契約の成立を証するため、本証2通を作成し、甲乙各署名押印して1通ずつを保有します。

事業者	事業者	有限会社 ゆりかご
	施設名	グループホーム ゆりかご 木島平
	事業所番号	2093300073
	住所	〒389-2255 飯山市大字静間2900-2
	代表取締役	宮崎 慎也 印

契約締結日 令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人（選任した場合） 住所 _____

氏名 _____ 印

短期利用サービスへの提供（事前同意）

短期利用サービスへの提供について説明を受け、

長期一時退去時の短期利用サービスへの提供について
（契約印鑑で押印をお願いします）

同意します。

同意しません。

グループホーム重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所の名称	グループホーム ゆりかご
所在地・連絡先	〒389-2302 下高井郡木島平村往郷875-1 (電話) 0269-82-3088 (FAX共通)
事業所番号	2093300073
管理者の氏名	小林 久美子
利用定員	9人(居室9室)

2. 共同生活介護の目的及び運営方針

(1) 目的

指定認知症対応型共同生活介護（短期利用共同生活介護）事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者が、要介護状態にある高齢者に対して適正な指定認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

指定認知症対応型共同生活（短期利用共同生活介護）介護の事業は、要介護者であって認知症の状態にあるもの（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者、及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者、並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）について、共同生活住居（法第七条第十五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境の下に入居者の自由性を最大限に尊重し、人間としての尊厳をもって生きられるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めるものである。

(3) その他

事 項	内 容
認知症対応型共同生活介護 （短期利用共同生活介護） 計画の作成及び事後評価	計画作成担当者が、お客様の直面している課題等を評価し、お客様の希望を踏まえて、介護従業者と協議の上、介護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載してお客様に説明のうえ交付します。 また、短期利用サービスの場合には、担当の居宅介護支援専門員の計画に沿って介護計画書を作成し、退所時にサービス報告書を交付します。
従業員研修	年2回以上の介護職員研修を行います。

3. 設備の概要

(1) 構造等（グループホーム）

敷 地（施設全体）		1 3 0 1 . 4 9 m ²
建 物 (グループホーム)	構 造	木造平屋建て
	述 べ 床 面 積	2 8 8 . 7 1 m ²
	利 用 定 員	9 名（短期利用を含む）

(2) 居室

居室の種類	室 数	面積（最低基準）	備 考
一 人 部 屋	9	11.04 m ² (7.43 m ²)	多少広い部屋あり

(3) 主な設備

設 備	室 数	面積（一人あたりの面積）	備 考
食 堂	1	37.54 m ² (4.17 m ²)	
浴 室	1	4.14 m ²	

4. 職員の体制

従 業 者 の 職 種	人数 (人)	区 分				常 勤 換 算 後 の 人 数 (人)	職 務 の 内 容
		常勤(人)		非常勤 (人)			
		専従	兼務	専従	兼務		
管 理 者	1		1			0 . 5	管理者兼介護職員
計画作成担当者	1		1			0 . 5	計画作成担当者兼介護者
介護従業者	8	7		1		7 . 2	介護職員

5. 職員の勤務体制

従 業 者 の 職 種	勤務体制	休暇
管 理 者	介護者と同じく常勤で勤務	シフト制
介護従業者	早番勤務 7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0（常勤、非常勤） 通常勤務 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0（常勤、非常勤） 遅番勤務 9 : 1 5 ~ 1 8 : 1 5（常勤、非常勤）	シフト制
夜 間 勤 務	1 6 : 0 0 ~ 翌 9 : 3 0（一名以上）	シフト制

6. サービスの内容と費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

食事、掃除、その他の家事等について、介護従業者がお客様のお手伝いをします。

種 類	内 容
日常生活の援助	食事、掃除などの家事や入浴、排泄のお手伝いをを行います。
レクリエーション等	ゆりかごでは、絵手紙作り、書道、園芸、などのレクリエーション活動を行います。
相談及び援助	入所者とその家族からのご相談に応じます。

イ 費用

原則として料金表の利用料金の1割が利用者の負担額となります。但し、負担割合証の登録が2割～3割の方は、負担割合証に準じます。

利用者負担額減免を受けている場合は、減免率に応じた負担額となります。

2 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

3 サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

【料金表】 料金表は1日あたりの料金です。(実際の負担額は1割～3割の金額です)

認知症対応型共同生活介護サービス料金(要介護1～要介護5)

要介護1	7,650円	要介護2	8,010円	要介護3	8,240円
要介護4	8,410円	要介護5	8,590円		

短期利用共同生活介護サービス料金(要介護1～要介護5)

要介護1	7,930円	要介護2	8,290円	要介護3	8,540円
要介護4	8,700円	要介護5	8,870円		

加算料金(認知症対応型共同生活介護…共同生活 短期利用…短期)

加算項目	対象サービス	金 額
初期加算	共同生活	入居より30日間と、一月以上の入院後、戻られてから30日間。 1日につき300円の初期加算
認知症ケア専門加算	共同生活	1日につき30円～40円 (加算状況により変化)
医療連携体制加算	共同生活・短期	1日につき390円
入院時費用(加算)	共同生活	3ヶ月以内の入院時 2,460円/回 月6回まで
看取り介護加算	共同生活	死亡日前31日～45日 720円 死亡日前4日～30日 1,440円 死亡日前日及び前々日 6,800円 死亡日当日 12,800円
サービス提供体制強化加算	共同生活・短期	1日につき60円～180円 (加算の状況により変化)
入院時費用	共同生活	入院中に、月6日を限度に加算 1日 2,460円(上限6日間)
介護職員処遇改善加算	共同生活・短期	1月の利用総合単位×11.1%を加算 (1/10時、1円未満は四捨五入)
介護職員特別処遇改善加算	共同生活・短期	1月の利用総合単位×α%を加算 α=2.3～3.1(状況により変化)
ベースアップ加算	共同生活・短期	1月の利用総合単位×2.3%を加算

*加算内容については、見直しや法改正等で変更になる場合があります。

利用料の全額を負担していただきます。

○ 家賃食費など（認知症対応型共同生活介護の場合）

○ 家賃食費など（短期利用共同生活介護の場合）

○ その他の費用

○ 認知症対応型共同生活介護を利用中に、長期入院等により居室を開ける場合は、契約書第23条に従い、家賃の免除を受ける事が出来ます。但し、短期利用共同生活介護の提供に同意され、かつ、短期利用サービスが実際に行われた場合に限りです。

7. 利用料等のお支払方法

※ 現金でのお支払いの場合、入金後領収証を発行します。

8. サービス内容に関する苦情等相談窓口

事業所お客様相談窓口	窓口責任者 (木島平 施設長) 内山 奈緒美 (木島平 管理者) 小林 久美子 ご利用時間 8:30～17:30 ご利用方法 電話 (0269-82-3088)
本社お客様相談窓口	窓口責任者 (本社 専務取締役) 宮崎 祐子 ご利用時間 8:30～17:30 ご利用方法 電話 (0269-81-3888)

9. 協力医療機関等

医療機関	病 院 名	飯山赤十字病院 (住所) 飯山市飯山226-1 TEL 0269-62-4195
	診 療 科	総合病院
	病 院 名	さかえクリニック (住所) 中野市小田中213-1 TEL 0269-23-2405
	診 療 科	内科、精神科、心療内科
	病 院 名	横田歯科医院 (住所) 飯山市飯山245-3 TEL 0269-62-2636
	診 療 科	一般歯科

10. 夜間緊急時の対応機関

名 称 及 び 所 在 地	有限会社ゆりかご グループホームゆりかご木島平 〒389-2302 長野県下高井郡木島平村往郷875-1
電 話 番 号	0269-82-3088
名 称 及 び 所 在 地	訪問看護ステーションきたしなのサテライト 〒389-2412 長野県飯山市大字常郷 28-1
電 話 番 号	0269-65-5255

11. 住居の利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間 9:00～20:00 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行く先と帰宅日時を職員に申し出てください。

居室・設備・器具の利用	住居内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。
宗教活動・政治活動	住居内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	住居内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

1 2. 事故発生時の対応及び損害賠償について

事業者は、共同生活介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族または身元引受人に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

2 前項において、利用者の生命、身体、財産に損害が生じた場合には、事業者は速やかに利用者の損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合にはこの限りではありません。

3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

1 3. 短期利用サービスへの提供について

グループホーム入居中の利用者が、長期入院等により居室を開ける場合、契約書第15条第5項および第6項に従い、契約解除権を行使します。但し、短期利用サービスの提供に同意をして頂ける場合は、契約解除権を延期する事ができます。(最大三ヶ月)

短期利用サービスへの提供に関する注意事項

- 退院等により一時退去事由が無くなった場合に、グループホームに戻る事を厳守してください。
- 短期利用サービスは、同時利用が1人までです。事業所が既に短期利用サービスへの提供を他の利用者から受けている場合は、重複して短期利用サービスへの提供を受ける事が出来ません。
- 短期利用サービスに居室を提供され、かつ実際に短期利用サービスが行われた場合は、短期利用サービスに利用された期間の家賃を日割り計算で免除いたします。居室を提供されても実際の短期利用サービスの利用が行われなかった場合は、家賃の免除を受けられません。
- 短期利用サービスへの提供をされた場合であっても、三ヶ月以上の一時退去、もしくは三ヶ月以上の一時退去（入院）が見込まれる場合は、契約解除権を行使します。

*契約時、または、一時退去事由発生時に短期利用サービスへの提供に同意して頂く必要があります。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、認知症対応型共同生活介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

開設者	住 所	〒389-2255 飯山市大字静間 2900-2
	事業者名	有限会社 ゆりかご
事業所	施 設 名	グループホーム ゆりかご 木島平
	住 所	〒389-2302 下高井郡木島平村往郷 875-1
	管 理 者	小林 久美子
	事業所番号	2093300073

説明者	職 名	管理者
	氏 名	小林 久美子 印

私は、重要事項説明書に基づいて、認知症対応型共同生活介護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者	住所
-----	----

氏名	印
----	---

代理人（選任した場合）	住所
-------------	----

氏名	印
----	---